

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	令和2年度第3回姫路市地域ケア推進協議会
2 開催日時	令和3年3月3日（水曜日） 13時30分～15時30分
3 開催場所	総合福祉会館5階 第3会議室
4 出席者又は欠席者名	地域ケア推進協議会委員：10名 事務局：地域包括支援課
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可・傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地域包括支援センターに関する事(2) 第8期姫路市介護保険事業計画について(3) 地域密着型サービスに関する事 <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 姫路市地域包括支援センターの運営方針について(2) 第8期姫路市介護保険事業計画期間中の地域包括支援センターの取組みについて
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	〈開会〉
会長	〈会長へ進行交代〉
	〈報告事項〉
事務局	(1) 地域包括支援センターに関する事【報告資料1-1～1-5】
	〈質疑、意見〉
会長	意見をお願いしたい。
A委員	【表8】と【表10】の違いは何か。
事務局	どちらも要介護へ移行した場合の居宅介護支援事業所の選択理由であるが、【表8】は要支援認定者が、【表10】は事業対象者が移行した場合を示している。資料のタイトルは見直す。
会長	混乱が起こりやすいため、資料の見直しをお願いしたい。
B委員	【表17】について、前々回、認知症サロンの登録基準が見直され、厳しくなったためにグループ数は減るだろうと意見したが、その数字か。
事務局	7月の見直し後、95グループから事業を開始し、12月末で98グループの登録がある。全体としての認知症サロン数は減っている。
B委員	これは市が認定した認知症サロンの数か。他にも地域で活動しているグループはあると思うが。
事務局	【表17】は市の基準に則って登録したグループ数である。B委員の発言の通り、市の基準に則らずに自主活動として実施するグループがあることは把握している。そこは地域包括支援センターが社会資源として把握し、人的な支援として、健康や介護予防の講座等、コミュニケーションを取りながら支援を行っている。

A委員

P. 16 の地域包括支援センターの現地指導を行ったのは担当課の職員か。また現地指導の指標やマニュアルはあるか。

事務局

ある。

A委員

指導事項がないように市も支援していると思うが、業務や記録に抜けが生じないよう、業務効率化のため ICT 等のツールの活用や、そのための費用面での支援も必要ではないか。地域包括支援センターが余裕を持って業務ができるように支援をお願いしたい。

事務局

国では ICT や AI の導入に関する調査研究事業があるが、まだ調査研究の段階。伝えられる情報があれば提供していきたい。また、この協議会資料は原則公開しており、他包括の指導事項を確認する等、情報共有し、改善できるよう支援している。

C委員

P. 17 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について、レーダーチャートの R 1 年は何を表しているか。

事務局

R 1 年は姫路市の令和元年度評価分で、平成 30 年度の事業に対して評価を行っている。

C委員

平均すると、組織運営体制、地域ケア会議、包括的・継続的ケアマネジメントの評価が低い。次年度はどのように改善するのか。

事務局

レーダーチャートでは自分たちの業務の自己評価を行う。業務を向上させるための何らかの気づきがあった時に、結果として業務に反映しきれていないため、評価が低くなっている項目もある。

C委員

地域ケア会議の項目が 0% の地域包括支援センターもあるが、そういう所を改善していくのか。

事務局

地域包括支援センターとの今後の打ち合わせ時に活用する。

D委員

レーダーチャートは市や包括の自己評価である。評価が低いのは、厳しい視点で自己評価を行った、高い目標を掲げそれが達成でなかったとも考えられる。市民に対して手厚い

ケアができていないという意味で、低評価な訳ではない。

会長

この評価は全国調査か。

D委員

全国の状況と比較することが目的でない。市と地域包括支援センターの認識の違いを確認するものである。評価や認識が合致していれば良い。

会長

市と地域包括支援センターで認識の違いがある。その点について説明をお願いしたい。

事務局

別添の市町村及び地域包括支援センターの評価指標により、市町村は市町村指標、地域包括支援センターはセンター指標に基づいて評価する。D委員の発言のように相違の認識の違いを確認する様式もある。来年度の地域包括支援センターの事業計画策定時の参考とし、市と地域包括支援センターで共有を行う方向。できると判断していても、まあまあできているのか、できているのか、その辺りで判断が違っており、令和元年、令和2年の評価に差が生じたのではないかと考える。

C委員

市と地域包括支援センターの認識が近くなるようにお願いしたい。

会長

市と地域包括支援センターの実態を明らかにし、そこから運営方針の改善に繋がる。資料についての詳細な説明があれば意見しやすいと考える。

E委員

実地指導では別の評価指標があるのか。

事務局

別の評価指標がある。地域包括支援センターは、その運営方針や、介護予防支援プランに関しては介護保険法に基づき確認し、実地指導を行う。国の地域包括支援センター評価指標と、実施指導の指標は違っている。

〈報告事項〉

(2) 第8期姫路市介護保険事業計画について【報告資料2】

別協議会での検討事項のため報告のみ。

〈報告事項〉

(3) 地域密着型サービスに関する事【報告資料3-1、3-2】

委員

意見なし

〈協議事項〉

(1) 地域包括支援センターの運営方針について【協議資料1】

E委員

基本目標の表現が、ですます調になっている。基本目標をそのまま転記したと思われるが、表現の見直しが必要ではないか。

会長

第8期計画と地域包括支援センターの運営方針が同時に進行するのか。

事務局

第8期計画を進めるための運営方針の見直しであり、第8期計画と連動している。

会長

よりよい改善に向かっていると認識していただければ良いか。

E委員

運営方針に総合事業は入っているか。地域包括支援センターが入り口であり、大きな役割があると認識している。どこかに記載はあるのか。

事務局

E委員の言う総合事業とは、事業対象者が受けるサービスの意味合いで受け取ってよいのか。総合事業は、地域包括支援センターが指定介護予防支援従事者を配置し、地域包括支援センターの業務として実施する。総合事業は国の介護予防支援の取り扱いに準じた基準があり、そこを確認していく。

E委員

介護保険法の範疇であることとして理解した。

A委員

運営方針の改正理由について説明をお願いしたい。

事務局

国からの通知に、地域包括支援センターの業務の委託を行う場合には、市が地域包括支援センターの運営方針を示すこととなっている。今回、第8期計画と同じ方向で地域包括

支援センターを運営できるよう運営方針を改正したいと考えている。

A委員

事前に地域包括支援センターにヒアリングを行ったのか。

事務局

運営方針は国の指針を参考にしている。まず、地域包括支援センターの運営協議会でもあるこの協議会で意見を伺い、地域包括支援センターに示していきたいと考える。

会長

姫路市地域ケア推進協議会規則の第2条第2項に、地域包括支援センターの運営協議会であることは示されている。これに基づき協議を行う。

A委員

第8期計画の見直しがあれば、運営方針も見直すのか。

事務局

見直しに合わせ、改正すべきところは見直していく

会長

準基幹地域包括支援センターの役割は変わらないのか。

事務局

準基幹地域包括支援センターについては、国の「地域包括支援センターの設置運営について」で、地域包括ケアシステムの構築の方針の中で述べられており、その他にも、ニーズに応じて重点的に行う業務の方針等もあり、例えば「ニーズに応じて重点的に行う業務の方針」として基本目標4で認知症に関する目標を挙げた。準基幹地域包括支援センターという言葉はないが、基本目標の中に位置づけはしている。

D委員

感じたことを申し上げたい。レーダーチャートでは、市は努力すべき点に気付き評価が低かった。地域包括支援センターの運営方針を第8期計画に合わせることは妥当と考えるが、地域包括支援センターの職員に響く言葉なのか、乖離しないか懸念はある。目標は高く設定するものであるが、地域包括支援センターは手一杯である。今後も新しい事業ができることは予想されるが、業務整理、軽減がないと地域包括支援センターは破綻する。

会長

地域包括支援センターが認知され役割の重要性を意識しながら業務を行う。市は実態を把握しながら地域包括支援センターへの支援や指導、方針を決定しているというものの、地域包括支援センターに寄り添った部分が抜け落ちていないか、懸念を事務局にお伝えしたいという思いでの意見であった。

事務局

現実は受け止めていきたい。運営方針を示し、地域包括支援センターで事業計画を作成する流れの中で負担軽減できるよう、作成時にはサポートを行いたい。

会長

現時点では事務局案に承認いただいたとしたい。

委員

意見なし。

〈協議事項〉

(2) 第8期姫路市介護保険事業計画期間中の地域包括支援センターの取組みについて

【協議資料2】

F委員

事業対象者、要支援認定者は6か月ごとに必ずサービス計画書を見直す必要があり濃淡がない。そこに地域包括支援センターとしての業務委託を受けるとなると、指定介護予防支援従事者を雇わないと業務が回らず、ただ雇うとなると経営が成り立たない状況と聞く。事業計画を書面で作成することに手一杯で中身を精査する時間はあるのか、事業計画の中身を高いものにすることが業務なのか。市で精査はして欲しい。

事務局

第8期計画の基本目標に取り組むため現状として担当圏域の課題を明らかにし、事業計画として書類を作成することとしているが、また事務局が高いレベルの事業計画を求め、地域包括支援センターの負担に繋がるのではないかと懸念があると理解して良いか。

F委員

サービス計画書作成を含めた普段の業務に対しての意見である。介護支援専門員からは地域包括支援センターの業務は煩雑だという意見が聞かれる。現場の声が市に届きにくいのではないか。

G委員

地域包括支援センターの業務に目標を掲げ、市と確認することには理解はできる。ただ、目標を掲げていても、緊急性が高い業務があればそちらを優先する。開設以来、市より1回か2回は訪問があったが、地域包括支援センターの各職種、各職員がどのような動きをしているのか、1週間程度、実際に目で見たい。現実的でないかもしれないが、そうでもしないとこの議論は平行線である。

事務局

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から見送ったが、担当課課長は着任時に地域包括支援センターへ訪問している。また、業務があれば積極的に地域包括支援センターへ出向いている。点での関わりではあるが、それが重なって線や面になれば良いと考える。実際の動きを見ていく視点は持っておきたい。

A委員

通いの場の支援は地域包括支援センターの業務なのか。自治会の仕事ではないのか。地域包括支援センターは煩雑である。業務の整理が必要でないか。現場の声を聞いて欲しい。

D委員

地域包括支援センターは国の方針により業務を行う。地域包括支援センターからのボトムアップが見えず、国と地域包括支援センターとの整合性が図れていない。例えば、支えあい会議を含めた地域ケア会議であるが、一連の会議の流れが分かるツールがなく、会議で何が議論されているのか分かりにくい。会議の整理が必要といったことも何度も申し上げている。地域包括支援センターから意見が挙がっているのに、市は国の方針だけで発信しているようにしか見えない。感想ではあるが、地域包括支援センターが挙げた意見が、国の方針と合わさり、どう姫路市らしい施策に反映されたが分かるとやりがいに繋がる。

事業計画について、今までは年度ごとに事業計画を作成していた。それに追加する形で中長期計画を立てるのか。

事務局

年度ごとに、地域包括支援センターが事業計画を立案、年度が終われば市と事業評価を行い、それを元に次年度の計画を作成。その都度、市と地域包括支援センターで調整を行っていた。今回の提案は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での取組目標が市の指針として第8期計画に示され、それに基づいて圏域ごとに地域包括支援センターが行う事業の計画を立案する方向に変えたいというもの。例えば、いきいき百歳体操の脱落者が多い地域であれば、継続参加に繋がる取組を行う等、地域の実情を把握し、それに応じて事業計画を立案、評価に繋げたい。地域包括支援センターの事業計画は新たに追加するものでなく、今までの事業計画の立案の考え方、評価の方法を変えるものである。旧の事業計画が添付できておらず混乱を招いてしまった。

会長

新旧が分かるように資料の準備をお願いしたい。可視化していくことで市内の地域包括支援センターが同じ方針で業務実施できることに繋がっていくという事務局の思いがあると思うが、一方で地域包括支援センターの思いを汲み取る仕組み、会議の繋がり可視化されていない。地域包括支援センターと繋がろうとする市の努力は見て取れるが、どれだ

け密接な関係を築けるかが課題である。どの委員も懸念があつて意見したと思う。良い方向に向かうためには、委員への説明以上に、地域包括支援センター自身が受け入れられるような丁寧な説明等の手続きが必要。

事務局

各委員の懸念や思いは受け止める。現状からの変化は抵抗感や負担感が付いてくるもの。地域包括支援センターへ下ろすにあたり、説明等、ある程度のプロセスを踏むことは考えている。その前にこの協議会で案として示した。

D委員

地域包括支援センターへの提示時期や方法は決まっているのか。

事務局

今月中に地域包括支援センターへは説明予定。担当職員と地域包括支援センターで個々のやりとりをし、例年どおり4、5月あたりの作成をお願いしたい。

D委員

県が行う経営ゼミナールでは SWOT 分析等を用い、洗い出しを行う。その手法を担当職員が地域包括支援センターに教えられるのか。難しい話を簡単に受け止めていないか。新しい法人も参画することも考えると、4月、5月の洗い出しの作業から一旦振り返り、話し合いや勉強の機会を設けてもらいながら、指導をお願いしたい。

会長

どのようなものにも叩き台やお互いがやり取りするためのツールは必要。ただ踏み込むチャンスでもある。協議会の中でも現場の大変さ、市民を支えて奔走している実態を共有した。協議事項2は、案という段階で協議いただいたとしたい。

委員

意見なし。

H委員

個人病院であっても、計画立案し、未来の生活を見せるのに半年程度は掛かる。市民すべてにと考えるとすぐには難しい。第8期計画に沿って事業計画を作成することは良い案だと思うが、時間の制約を加味すること、D委員の意見のように説明の機会を設けることは重要。姫路市には生きがいを求めていく理念があり、今後自分たちもお世話になることを考えると、現状では難しいとってしまう。

また、レーダーチャートに全国平均が提示されているが、主観的な指標であれば、提示は不要か。自分たちがどう思うかが重要であり、平均を超えたことで満足しないようにすることが必要。

会長

協議事項については、事務局で調整し進めてもらうこととしたい。

〈その他〉

I 委員

地域包括支援センターは認知されているのか。介護保険そのものが、介護が必要な状態にならないと出会わないものである。地域包括支援センターの啓発は大切であるが、いくら予防といっても元気な人は関心を持たないのではないか。また、地域包括支援センターの業務内容について、一般市民は知らないのではないか。資料に示してあることは理想的であるが、本当に実現できるのかと想っていた。感想ではあるが申し上げたい。

事務局

第8期計画立案に合わせ、地域包括支援センターを知っているかアンケートを実施。知っていると回答した者は、一般高齢者においては51.4%、要支援者においては80.8%であった。サービスが必要となった時に地域包括支援センターの存在を知る。介護保険サービスの相談先としての周知はできていると考える。第8期計画でも、一般高齢者が地域包括支援センターを知っている人の割合を要支援者程度に引き上げることが取組目標として挙げている。地域包括支援センターと、同じ方向で進められるようにしたい。

会長

事務局からは地域包括支援センターが同じ方向で業務ができるような提案があり、事務局には期待が掛かっている。以降の進行は事務局にお返りする。

〈閉会〉

事務局

これにて閉会する。次回は令和3年度9月頃の開催としたい。